

京都市告示第 4 5 4号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 1 2 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉55号線	左京区岩倉三宅町392番地の10地先から 同町380番地の4地先まで	旧	メートル 19.30	メートル 6.05
		新	19.30	6.00
岩倉72号線	左京区岩倉三宅町403番地の5地先から 同区上高野三宅町21番地地先まで	旧	15.20	4.30 ~ 4.80
		新	15.20	5.26 ~ 6.12
山科西野山 経76号線	山科区西野山中鳥井町40番地の48地先 から 同町32番地の2地先まで	旧	18.70	6.20
		新	18.70	6.03 ~ 6.99
醍醐経134号 線	伏見区醍醐西大路町72番地の1地先か ら 同町71番地地先まで	旧	19.40	7.90 ~ 8.65
		新	19.40	7.90 ~ 8.26
深草経209号 線	伏見区深草大亀谷東寺町25番地の2地 先内	旧	13.00	6.00 ~ 12.70
		新	11.90	6.00 ~ 10.50
深草緯112の 1号線	伏見区深草大亀谷大山町30番地の35地 先から 同区深草大亀谷東寺町7番地の1地先 まで	旧	154.10	1.82 ~ 6.00
		新	154.10	5.99 ~ 6.51

久我12号線	伏見区久我森の宮町7番地の15地先から 同町7番地の165地先まで	旧	17.70	2.00 ~ 3.20
		新	17.70	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)